

労災保険料の改定のお知らせ



**平成24年4月分から
労災保険料が改定されます。**

新しい保険率（平成24年4月から適用）

事業の種類分類	労災保険率
林業	60/1000
漁業	20/1000～40/1000
鉱業	5.5/1000～88/1000
建設事業	7.5/1000～89/1000
製造業	2.5/1000～26/1000
運輸業	4.5/1000～16/1000
電気、ガス、水道又は 熱供給の事業	3/1000
その他の事業	2.5/1000～13/1000

※事業の種類に応じた労災保険率は、お尋ね下さい。

※平成24年2月15日現在の情報です。法改正、判例等により変更される場合がございますのでご了承下さい。